

臨時福祉給付金及び年金生活者等支援臨時福祉給付金についてのお知らせ

○臨時福祉給付金

消費税率の引き上げによる、所得の低い方への負担を軽減するために、今年度も臨時福祉給付金を支給します。

支給対象者	平成 28 年 1 月 1 日時点で西ノ島町の住民基本台帳に登録されており、平成 28 年度の町民税（均等割）が課税されていない方が対象です。 ただし、次の場合に該当する方などは対象外です。 ・平成 28 年度市町村民税が課税されている方の扶養親族等である場合 ・生活保護を受給されている場合 など
支給額	支給対象者 1 人につき 3 千円

○障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない障害・遺族基礎年金受給者を支援するために、年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給します。

支給対象者	上記の平成 28 年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成 28 年 5 月分の障害基礎年金、遺族基礎年金等を受給されている方が対象です。 ただし、高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金（3 万円）を受給された方は対象になりません。
支給額	支給対象者 1 人につき 3 万円

○申請受付期間 平成 28 年 9 月 1 日～平成 28 年 12 月 1 日

○申請の手続き

支給対象になると見込まれる方（世帯）に、8 月末に申請書をお送りします。

申請書に必要な事項を記入、押印のうえ、確認書類等を添えて健康福祉課または別府支所にて手続きして下さい。

○支給方法

申請書に記載された受取口座に 10 月以降に振り込みます。

支給日が決定しましたら、健康福祉課より支給決定通知書をお送りします。

○お問い合わせ先

西ノ島町役場健康福祉課 電話：6-0104

税務係からのお知らせ

9 月分の納期限は 9 月 30 日（金）です。

（定期口座振替日は 9 月 28 日（水）、再振替日は 10 月 11 日（火）です。）

● 固定資産税 2 期

● 国民健康保険料 6 期

● 後期高齢者医療保険料 3 期

（普通徴収の方）

納税通知書等で金額をご確認いただき今一度、通帳残高をお確かめいただきますよう、よろしくお願ひします。

町税等には納め忘れがない、『口座振替』をお勧めしています。

納付等に関する相談は町民課（6）0103までご連絡ください。



国民健康保険被保険者証の更新のお知らせ

国民健康保険被保険者証（カードタイプ。紫または薄緑）の更新を下記の日程で行います。

皆様のお手元にある保険証（お子さんやご家族の遠隔地証も含みます）を新しい保険証と切替えいたしますのでお出掛け下さい。

なお、当日ご都合が悪い方につきましては次のとおりといたします。

東部方面（宇賀・倉ノ谷・物井・別府・美田尻・大山）の方は別府支所で、西部方面の方は、役場町民課でお渡しますので9月30日までにお越し下さい。

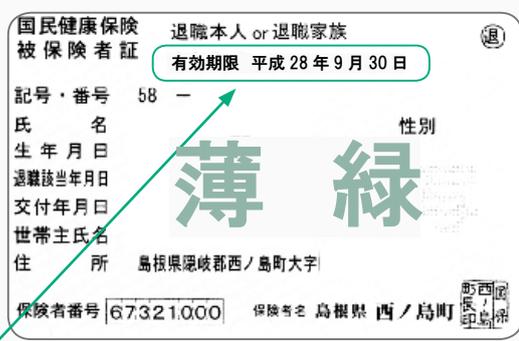
*後期高齢者医療被保険者証（75歳以上他、緑）、国民健康保険高齢受給者証（70歳以上、黄色）は、今回の切替えの対象ではありませんのでご注意ください。

地区	月 日	時 間	会 場
宇 賀	9月26日(月)	9:00 ~ 9:10	宇賀交流施設
倉ノ谷		9:15 ~ 9:25	高齢者活性化センター
物 井		9:30 ~ 9:45	物井集会所
大 山		10:00 ~ 10:15	介護予防センター
波 止		10:40 ~ 10:55	波止公会堂
市部・大津		11:05 ~ 11:25	大津集会所
小 向		11:35 ~ 11:50	美田児童館
船 越		13:30 ~ 13:50	船越公会堂
赤ノ江		14:15 ~ 14:30	赤ノ江公民館
珍 崎		14:45 ~ 15:00	珍崎公会堂
三 度		15:25 ~ 15:40	三度もーもー館

※移動時間により多少開始時刻が遅くなる場合がございますが、ご了承下さい。

別府・美田尻	9月26日(月) ~	8:30 ~ 17:00	別府支所窓口
浦 郷	9月30日(金)	8:30 ~ 17:00	役場本庁窓口

国民健康保険被保険者証



有効期限が「平成28年9月30日」となっています。

【問い合わせ先】西ノ島町役場 町民課 保険年金係 TEL 08514-6-0103
FAX 08514-6-0683